

第6章

地域のこころが通うまちづくり

(住民参画、コミュニティ、人権・男女共同参画)

基本方針

本市の歴史・文化を大切にした
住民・地域・行政のパートナーシップによる
協働のまちづくりを進めます

施策体系

● 地域のこころが通うまちづくり ●

- 1 住民参画によるまちづくりの推進
- 2 地域での連帯感の創出
- 3 人権尊重や男女共同参画のまちづくりの推進

1 住民参画によるまちづくりの推進

現状と課題

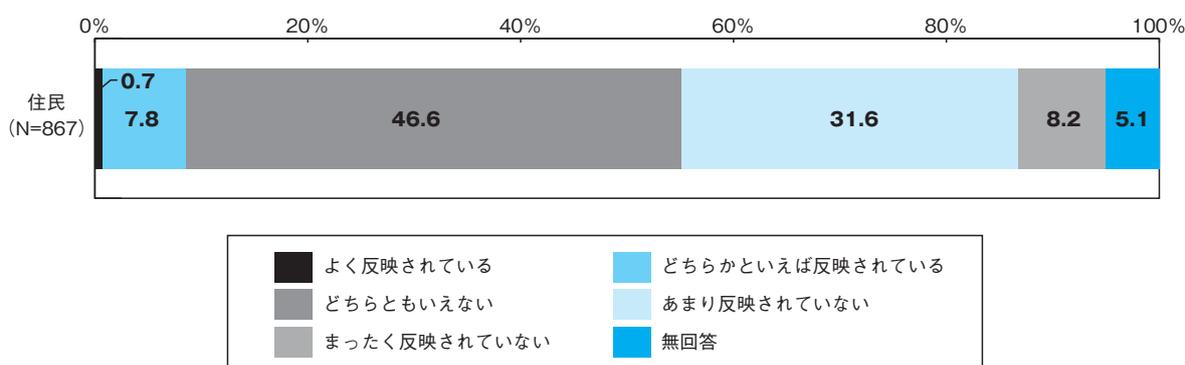
【住民との連携】

- 個性的で自立した新たなまちづくりを進めていくためには、住民と行政とのパートナーシップの確立のもと、まちの現状や課題、まちの発展方向等を共有し、協働のまちづくりを進めていくことが必要不可欠です。計画の策定段階から、実施、点検、見直し段階までを通じて住民の参画が必要です。
- 市政全般にわたって住民ニーズに対応したまちづくりが展開されるよう、多様な住民参画の機会を拡充していくとともに、さまざまなまちづくり活動への支援やリーダーとなる人材の育成等に努める必要があります。
- 現在本市では、広報紙の折込はがきやホームページ上での電子メール等により住民の意見収集を行っています。
- 計画策定時、パブリックコメント^{*}の実施など意見受け入れ体制の整備を図っています。

【情報公開】

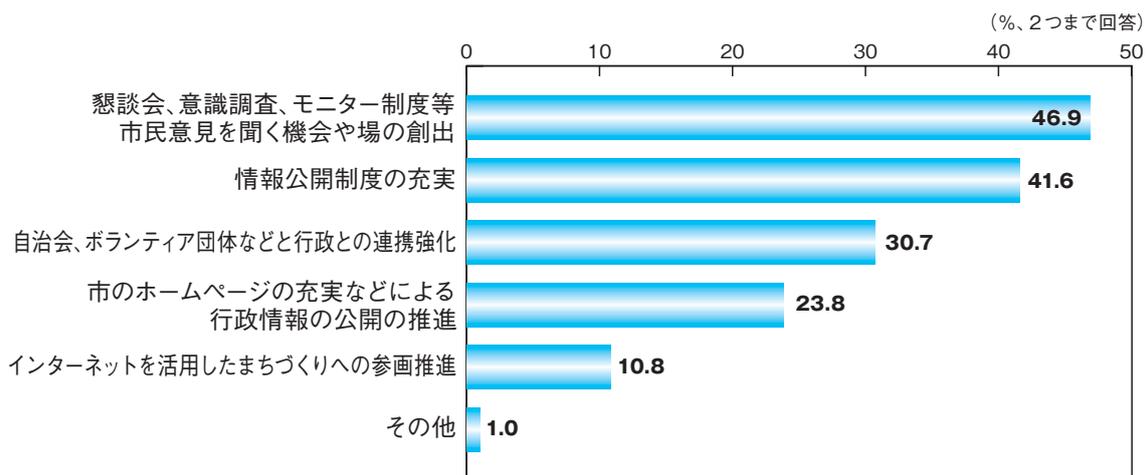
- 行政情報については、広報紙やホームページなどを通じて提供しており、今後はその内容の充実が必要です。

■ 市政への市民意見の反映（住民アンケート） ■



*パブリックコメント：各種計画等の策定にあたり、計画案を公表し、この案に対して市民から提出された意見・情報を考慮して意思決定を行う手続きのこと

■ 住民参画のあり方として必要な取り組み（住民アンケート） ■



主要施策

1-1 住民と行政とのパートナーシップの確立

住民の意見や提言などを積極的に受け入れる仕組みを整備し、コミュニケーション型行政運営に努めます。

- 主要な計画の策定段階でのパブリックコメントの実施
- 審議会等の委員公募拡充
- 協働の場となるワークショップや各種団体との懇談会等の実施
- 広聴制度の周知徹底

1-2 住民参画事業の充実と人的ネットワークの形成

河川浄化運動や町内一斉清掃など住民参画型事業の充実、強化を図るとともに、地域や団体



通学区域検討委員会

*ワークショップ：住民参加型まちづくりにおける合意形成の手法で体験型の講座

等が企画するまちづくり活動の支援を通じた人材づくりに努めます。

また、住民のほか自治会、事業者、各種団体との協働を拡充する仕組みの構築に努め、住民によるまちづくり活動を推進していきます。

併せて、ボランティア組織やNPO^{*}の設立・育成支援等を通して、多くの住民が参加できる環境づくりに努め、住民と行政の協働のまちづくりを進めます。

- 地域や団体が企画するまちづくり活動の支援
- 地域リーダーなどの人材育成・強化
- まちづくり活動のネットワークづくり

1-3 情報公開制度の普及

行財政運営に関する情報を住民にわかりやすく発信するとともに、情報公開制度の周知徹底を図ります。

- まちづくりに関する情報の提供や政策検討過程における情報提供の充実
- 広報紙、ホームページ等の媒体を通じた的確でわかりやすい情報の提供
- 個人情報の保護

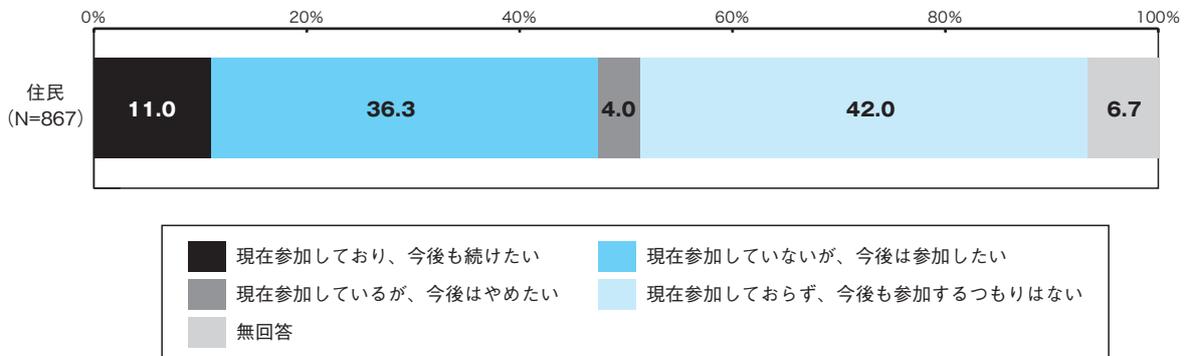
*NPO：〔Non Profit Organization〕非営利組織のことで、市民や民間の支援により社会的な公益活動を行う組織・団体

2 地域での連帯感の創出

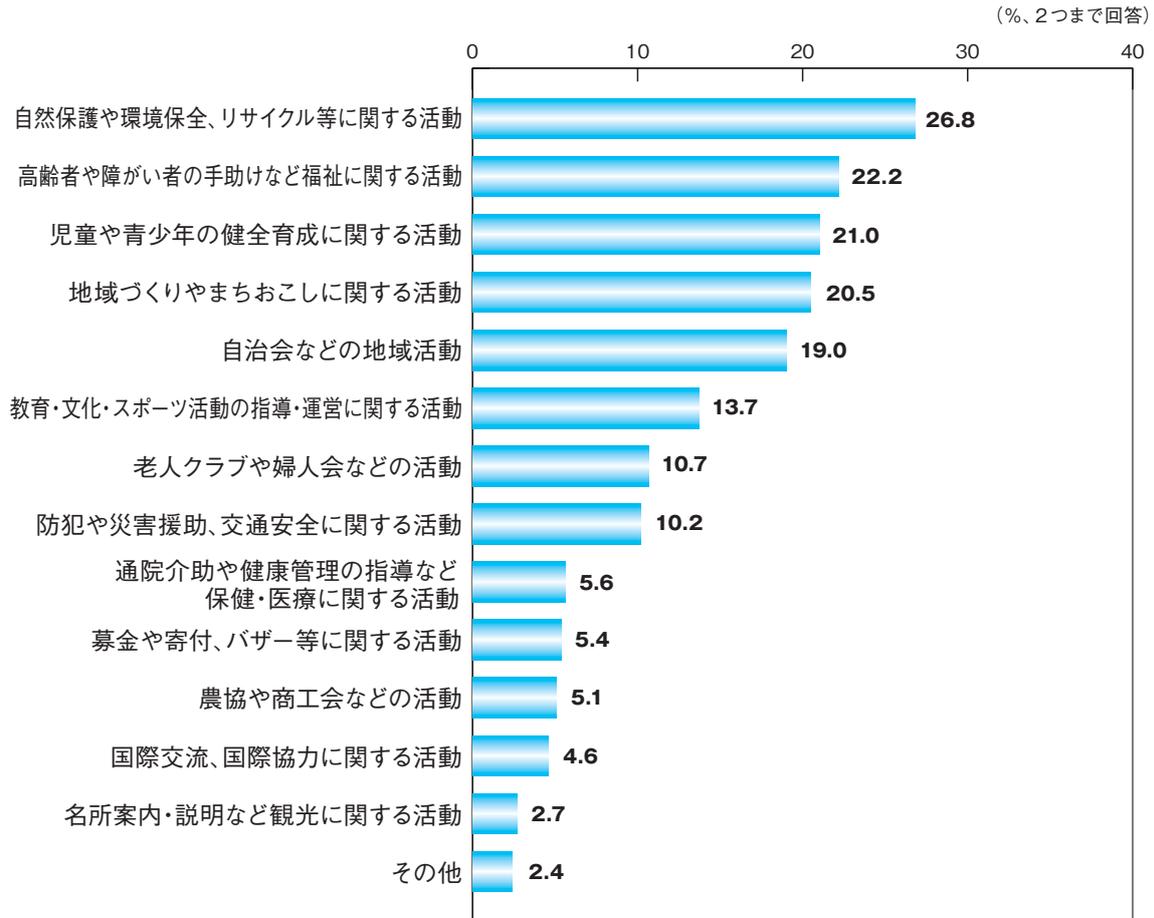
現状と課題

- 本市は、合併により誕生したため、各種イベントを通じて市民の交流を促進し、早期に新住民としての一体感の高揚と融和を図る必要があります。
- 本市では公民館活動を中心に豊かなコミュニティが形成されています。しかしながら、核家族化の進行や世代間の交流減少など、地域コミュニティの希薄化が懸念されています。
- コミュニティは、地域に根ざした施策やまちづくりを推進する上で重要な役割を担っています。今後は、地域のまちづくり活動や住民自治を活発に進めることができる、地域コミュニティの形成や活動の支援を図る必要があります。
- 瀬高地区では、7校区のうち4校区でまちづくり事業に取り組んでいますが、今後の全市域における地域コミュニティ活動の活性化に向けて、その推進方法や効果についての検討が必要です。
- 山川地区及び高田地区においては、従来からの公民館活動や体育活動を通じて地域コミュニティの醸成が図られています。
- 住民ニーズが多様化、高度化する中で、住民と行政が互いに適切な役割を担いつつ、協働によるまちづくりを進める必要があります。

■ 今後のボランティア活動への意向（住民アンケート） ■



■ 今後参加したい活動（住民アンケート） ■



主要施策

2-1 ふるさと意識の醸成

旧3町の住民が、同じみやま住民として誇りを持ち、連帯感が生まれるような機会の創出に努めます。

- 各種イベント・祭りを通した触れあい・交流の推進
- 市民憲章の制定
- 市の花、市の木の制定

2-2 コミュニティ活動の活性化

自治会を中心としたコミュニティは、自主防災組織や地域防犯組織のベースとなることから、住民のまちづくりへの積極的な参加を促し、地域コミュニティの活性化を推進します。

- 自治組織等のコミュニティ団体との連携強化による協働の推進
- 校区公民館活動の充実
- 指導者育成のための研修会や交流機会の創出等支援活動の充実

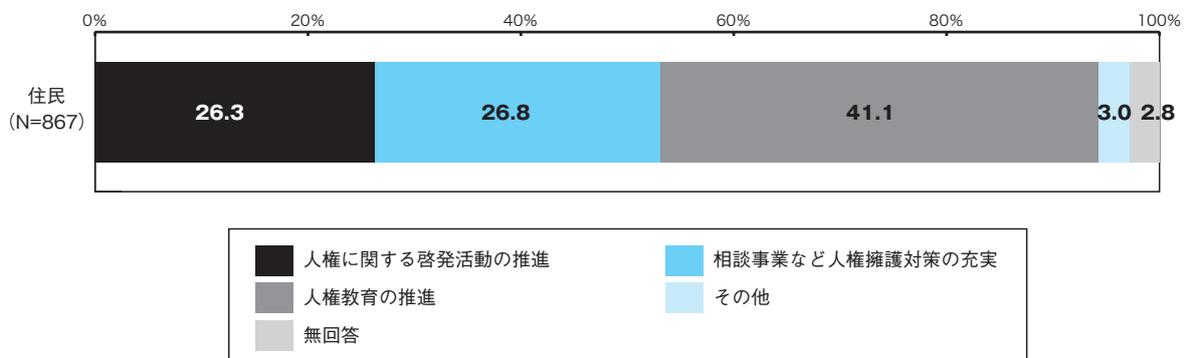
3 人権尊重や男女共同参画のまちづくりの推進

現状と課題

【人権教育や啓発活動】

- 「人権教育のための国連10年」の成果をふまえた「人権教育のための世界プログラム」の採択や「男女共同参画社会基本法」が施行されるなど国際的に人権に関する意識の高揚が図られている中、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定され、地域社会においてもあらゆる人が平等で、さまざまな生き方を選択できる環境づくりが求められています。
- 本市では、世界人権宣言の理念にのっとり、部落差別をはじめ、障がい者差別、女性差別、外国人差別、いじめ等あらゆる差別を撤廃し、住民一人ひとりの参加による人権尊重都市の建設を目指し、もって明るく住みよい地域社会の実現に寄与することを目的とする「みやま市あらゆる差別の撤廃をめざす人権擁護条例」を平成19年1月に制定しています。
- この条例等に基づき、本市では7月の啓発強調月間に懸垂幕の設置、街頭啓発活動、講演会を開催し、また、12月の人権週間にはチラシの全世帯配布・街頭啓発活動を実施するなど、啓発事業の推進を図っています。

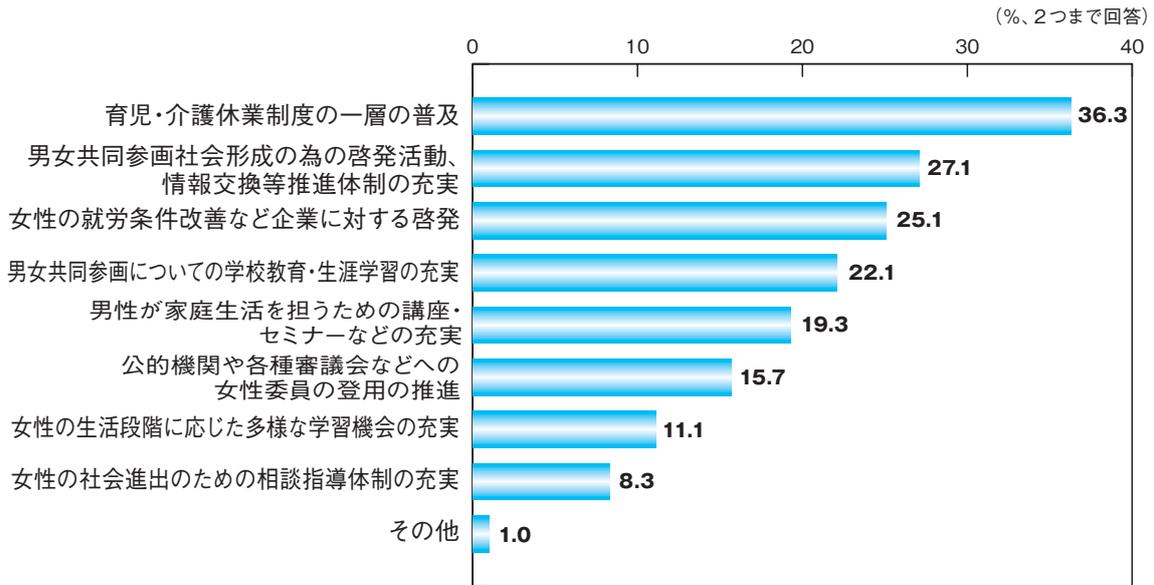
■ あらゆる差別を許さない人権尊重社会形成に必要な取り組み（住民アンケート） ■



【男女共同参画】

- 我が国では、男女共同参画社会の実現を21世紀の最重要課題として位置づけ、さまざまな取り組みを進めており、男女が互いに、その人権を尊重しつつ、責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現が求められています。
- 本市においても、男女共同参画社会実現のための環境づくりについては、今後もより一層推進していく必要があります。

男女共同参画社会形成に必要な取り組み（住民アンケート）



主要施策

3-1 人権擁護社会の形成

人権教育や人権に関わる啓発活動を通して、互いに理解し合い、尊重しあう差別のない明るく思いやりのある人権が守られる地域社会の実現を目指します。

- 学校、地域、行政等での人権教育の推進
- 人権擁護の街頭啓発活動等をはじめ、広報紙やホームページなどを活用した積極的な啓発活動の推進
- 人権問題に関わる人権擁護推進体制、相談体制の充実
- 人権問題の解決に主体的に取り組む団体や人材の育成

3-2 男女共同参画社会実現のための環境づくり

「男女共同参画基本計画」を策定し、それに基づき男女が性別にとらわれず、あらゆる分野で個性と能力が発揮できる機会を確保し、ともに責任を担う男女共同参画社会の実現のための環境づくりに努めます。

- 住民意識調査等の実施による実態把握と啓発活動の推進
- 女性登用の推進
- 女性団体の育成及び活動支援
- 男女共同参画社会の形成を推進するための推進体制や相談窓口などの充実

第7章 みんなで創るまちづくり (行財政)

基本方針

財政の硬直化が進む中でサービス水準の維持や魅力的で特色のあるまちづくりを推進し、市民が「合併してよかった」と実感できる施策を推進するため、限られた財源を最大限に生かす行政改革を推進し、行財政の体質強化を目指します。

施策体系

● みんなで創るまちづくり ●

1 簡素で効率的な行財政運営の推進

1 簡素で効率的な行財政運営の推進

現状と課題

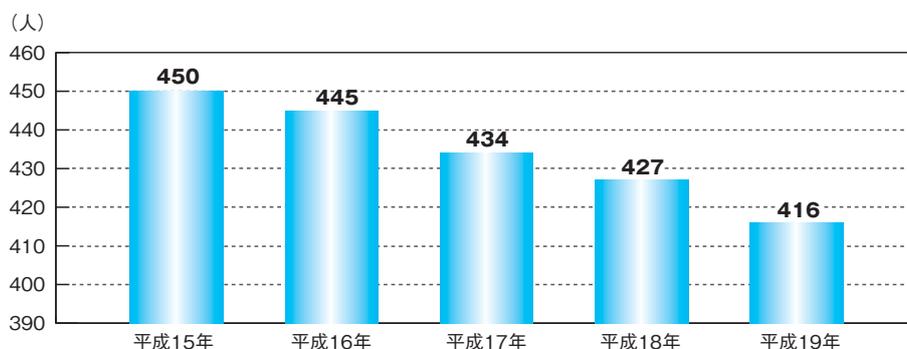
【行政】

- 第1章から第6章までにあげられた主要施策を実行に移す場合、相当な財政負担と人的配置が必要となりますが、そのためには行財政改革に基づく簡素で効率的な行財政運営を通して、財源の確保や人材の確保が求められます。
- 平成19年1月29日、瀬高町、山川町及び高田町の3町合併により、みやま市が誕生し、3町の行政改革を継承しつつ効率的な行財政運営を目指していますが、市税収入の伸び悩みや財政状況の硬直化が進展しています。
- 現在、本市の普通交付税の算定は、合併の特例として設定されている合併算定替の制度により、急激な減額の緩和措置が講じられていますが、平成28年度から5年間で徐々に本来の算定方式に移行して交付税が削減されることになり、それに向けた財政基盤づくりを念頭に置いた行政運営が求められています。
- 一方、住民ニーズは多様化し、行政経費も増加する傾向にあります。このような中で、合併後の新しい自治体経営の基盤づくりを進めるとともに、住民サービスの維持や魅力的で特色あるまちづくりを推進し、住民が「合併してよかった」と実感できるような施策を推進するためには、住民と行政が適切な役割分担をしながらサービスを展開することが求められ、限られた財源を最大限に生かすためのさらなる行政改革が必要となっています。
- 具体的には、強固でかつ透明性の高い行政組織づくりが求められており、情報化等による行政事務の合理化、効率化を図り、簡素で効率的な行政機構を構築することが必要です。職員の資質向上を含めた行財政運営は、市民の関心度も高いことから特に重要な課題となっています。
- 職員数の適正化については、旧町毎の定員適正化により、総職員数については、旧3町及び合併に伴い解散した一部事務組合の合計で平成17年4月現在434人を平成25年4月現在で378人と12.9%の純減を目標としています。合併直後の平成19年4月現在では416人となり4.6%の純減を達成しています。
- 平成19年4月現在での同じ合併新市である以下の6市の人口1万人当たりの一般行政職の職員数を比較すると、本市は下位に位置しています。

みやま市	54.99人	柳川市	48.85人	うきは市	62.83人	八女市	55.42人
嘉麻市	86.72人	宮若市	73.20人	朝倉市	66.91人		
- 同じく類似団体の平均は76.03人で、85団体中下位に位置しています。しかし、近隣市の筑後市43.16人、大川市51.27人と比較すると、いずれも本市が上回っている状況です。

- 職員の資質向上については、職員研修計画に基づき、福岡県市町村職員研修所での職員研修を行っています。
- 「効率的な行政運営」と「職員の意識改革」のため、平成20年度より行政評価制度の導入を進めています。

■ 職員数の推移 ■



資料：人事秘書課

【財政】

- 地方交付税の減少など、長引く景気低迷の影響により財政は極めて厳しい状況となっています。
- 人件費や福祉分野での扶助費、借金である公債費を合わせた必ず支払わなければならない義務的経費が約4割を占め、硬直化が進んでいます。また、本市は自主財源である地方税の収入が2割にも満たず、財政の強化が必要です。
- 今後は義務的経費の削減に努めるとともに、自主財源の確保に努める必要があります。
- 自主財源の確保については、経費削減と合わせ一層の強化が求められています。
- 財政健全化手法のひとつである既存施設の管理・運営における指定管理者制度の活用については、導入に向けた検討が必要です。

■ 財政状況 ■

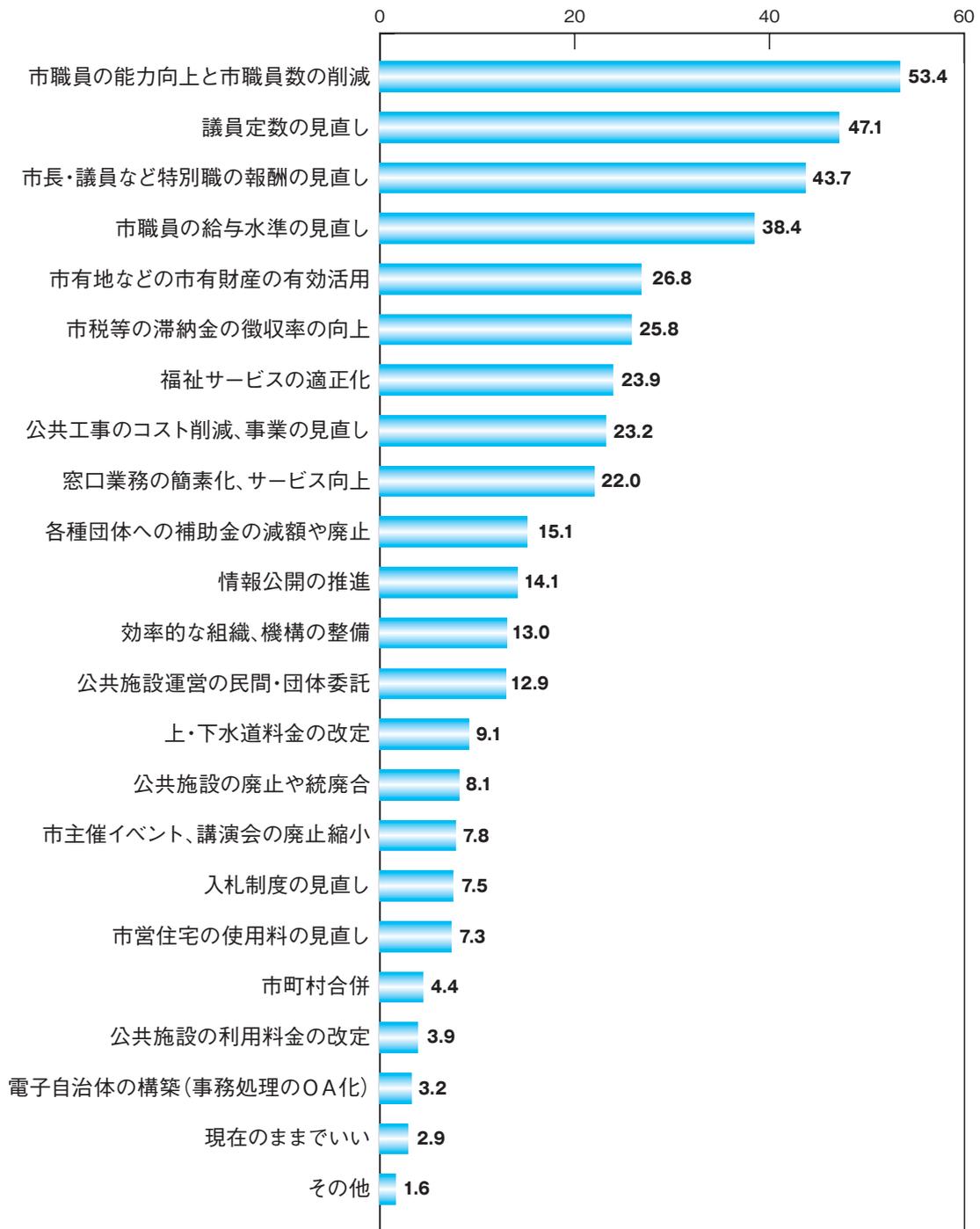
(単位：千円)

区 分		平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
主要項目	市 税	3,080,984	3,055,997	3,112,425	3,154,307
	地 方 交 付 税	5,914,157	5,554,477	5,596,757	5,435,627
	使用料及び手数料	185,306	187,714	192,811	195,732
	国 庫 支 出 金	952,959	1,162,709	803,229	823,295
	県 支 出 金	856,943	836,601	1,071,380	1,164,677
歳 入 計		15,823,364	17,101,599	15,021,800	17,432,057
主要項目	人 件 費	3,880,677	3,795,877	3,719,118	3,621,228
	物 件 費	1,799,542	1,704,450	1,711,233	2,110,517
	扶 助 費 等	1,553,956	1,730,479	1,749,981	1,829,282
	公 債 費	1,864,101	1,845,960	1,764,732	1,761,179
	普 通 建 設 事 業 費	2,592,223	3,985,642	1,463,926	4,212,146
歳 出 計		15,019,389	16,462,454	14,118,232	16,979,350

資料：財政課

■ 今後の行財政改革で重点をおくべき項目（住民アンケート） ■

(%、5つまで回答)



1-1 柔軟で効率的な行政運営の推進

本市行革大綱に基づく組織機構の見直しに努め、その中で新たな制度や臨時的な大きな事業や開発計画への対応が柔軟に図れるような職員の資質向上や組織の運営に努めます。

- 多様化・高度化する住民ニーズに対応できる組織の構築
- 定員適正化計画による職員数の計画的削減

1-2 行政職員の資質向上への取り組み

職員の資質向上のための効果的な研修システムの活用や適正な評価システムの導入に努めるとともに、併せて、職員一人ひとりの心身に合わせた健康づくりを推進します。

- 本市行革大綱に基づく人材育成基本方針の策定
- 職員の意識改革、職員研修や人事交流等を通じた職員の資質の向上
- 職員研修計画の充実強化
- 本格的な人事管理制度への取り組み促進
- 心の健康づくりのための体制づくり

1-3 効率的な財政運営の確立

計画的な財政運営のもと、税等の徴収率の向上、未利用財産の売却やホームページ等の広告収入など総合的に自主財源の確保に努めるとともに国や県の補助制度などを効果的に活用し、計画的な財源確保に努めます。

また、行政コスト削減については、費用対効果の視点から各種計画や予算の見直しを図ります。

- 受益者負担の適正化や公営企業等の健全化の推進
- 徴収意識の高揚と賦課徴収事務の効率化等による徴収率の向上
- 国・県の補助制度の効果的な活用
- 公会計システムへの移行による透明性の確保
- 統一した基準による行政活動等行政評価システムの導入
- 指定管理者制度など民間活力の導入

